

インターネット・SNSでお悩みの方へ

大阪府インターネット上の誹謗中傷・トラブル相談窓口 ネットハーモニー 令和5年11月6日(月)開設

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託し実施しています。

電話番号 06-6760-4013

■相談日時
月曜日から土曜日 16時～22時
毎月第2日曜日 13時～18時
※祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

大阪府人権相談窓口

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託し実施しています。

電話番号 06-6581-8634

メールアドレス so-dan@jinken-osaka.jp

■相談日時
平日相談：月曜日から金曜日 9時30分～17時30分
夜間相談：火曜日 17時30分～20時00分
休日相談：毎月第4日曜日 9時30分～17時30分
※平日・夜間相談は祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

大阪府人権相談窓口

検索

違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷に関する削除依頼について専門知識を持った相談員によるアドバイスを行っています。(総務省委託事業)

<https://www.ihaho.jp/>

誹謗中傷ホットライン

インターネット企業有志の会員により構成される一般社団法人セーフターインターネット協会によって運営されており、本人に代わり国内外のプロバイダにネット上の誹謗中傷の削除を依頼します。

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

#NoHeartNoSNS

(ハートがなけりゃSNSじゃない!)

SNS上のやり取りで悩む方のための特設サイト
総務省、法務省及び一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構の共同開設

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



smaj.or.jp/

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口

ネットハーモニー

Internet Human-rights

大阪府 ネットハーモニー

検索



大阪府人権ポータルサイト

大阪府の人権に関する情報をまとめたポータルサイトです。各種相談窓口の案内や人権課題ごとの専用ページを掲載しています。

大阪府 人権ポータル

検索



国(法務省)の人権相談窓口

全国の法務局・地方法務局における面接又は電話による相談です。

みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)

電話番号 0570-003-110

受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

・電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。一部のIP電話等からは利用できない場合があります。

・相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

・法務局・地方法務局では、窓口において面接による相談も受け付けています。

・インターネットによる人権相談も受け付けています。

みんなの人権 110 番

検索



SNS(LINE)による人権相談(法務省)

法務省の人権擁護機関では、人権に関する相談を受け付けています。

法務局の職員や人権擁護委員がお話を聞いて、皆さんの力になります。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html



大阪府府民文化部人権局 令和5(2023)年11月発行
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階
TEL(06)6210-9281 FAX(06)6210-9286
大阪府人権局ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/s_jinken/

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



SNSを 凶器に するな。

その投稿、
誰かを傷つけない？



協力 大阪大学人間科学部

みなさんは普段、SNSやインターネット上の情報を参考にしますか？

インフルエンサーという影響力のある人の意見や、広く拡散されている投稿を参考にする人もいます。

SNSやインターネットは、正しく使えば、社会を生きる武器にもなりますが、使い方を誤ると、誰かを傷つける凶器にもなります。

その投稿、誰かを傷つけない？



SNS初心者 @Shoshin・2021年3月1日

芸人〇〇って、性格悪いし面白くないわ。マジで消えてほしいわ。



SNSの達人 @Tatsujin・2021年3月1日

それって、誹謗中傷じゃない？



芸人〇〇
マジ消えろ



〇〇は
コロナ患者



あなたの投稿が、誰かを傷つけることがあります。安易な拡散や同意ボタンのクリックでも、同じです。

発信する前に、もう一度、見直しましょう！

SNSやインターネットは手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして今や私たちの生活に欠かせない存在です。

一方で、特定の個人や団体、不特定多数の人への誹謗中傷や、差別を助長する有害な情報等が投稿されるなど人権に関わる問題が多数発生し、社会問題化しています。



SNS初心者 @Shoshin・2021年3月1日

そうなん？ ネットでみんな言うてるで。



SNSの達人 @Tatsujin・2021年3月1日

ネットでみんな言ってるっていうけど、私の周りにはそうでもないよ。



SNS初心者 @Shoshin・2021年3月1日

どうゆうこと？

みんな同じことを言うてるような気がするけど実は違うってこと？



自分の興味や関心のある投稿をフォローしたり、拡散したりしていると、あなたのタイムラインには同じような意見ばかり流れてきます。

SNSやインターネット上の情報が正しいとは限りません。

発信する前に、情報の信頼性を確認しましょう！

ソーシャルメディアを利用する際、態度・意見を同じくする人ばかりが閉じられたネットワークを形成し、特定のタイプの情報のみが反響し、増幅しあう現象をエコーチェンバー(共鳴室)といいます。

発信源は信頼できる？

匿名でもバレる？



SNS初心者 @Shoshin・2021年3月1日

つぶやいた人って、特定されるん？
匿名ならバレないでしょ？

匿名で投稿をしても、他人の権利を侵害する情報発信に当たると認められる場合には、

発信者の氏名や住所、電話番号などの情報が、被害者に開示されることがあります。



SNS初心者 @Shoshin・2021年3月1日

バレたらどうなるん？

高額な慰謝料を請求される可能性があります。

また、名誉毀損(きそん)罪や侮辱(ぶじょく)罪といった犯罪に問われる場合もあります。



開示される発信者の情報は、プロバイダ責任制限法(※)第2条第6号の発信者情報を定める省令に列挙されている氏名、住所、電話番号、メールアドレス、IPアドレス等であり、被害者は、これらの情報から発信者を特定し、民事上の損害賠償請求を行うことができます。

また、刑法上においても、名誉毀損罪(第230条)や侮辱罪(第231条)が適用され、懲役や禁錮、罰金(名誉毀損罪、侮辱罪)、拘留や科料(侮辱罪)に処される場合があります。

(※ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

確認しよう、その言葉が世に出る前に!

あなたの投稿が、取り返しのつかない結果を生むかも。
あなたの言葉が、凶器となって誰かを傷つけることのないよう
ここでチェックしよう。

- あなたの言葉で傷つく人はいませんか？
- 同じ言葉を相手に直接言えますか？
- 投稿が半永久的に残っても大丈夫ですか？
- 情報の発信源は信頼できますか？